

株式分割のための基準日設定公告

平成30年4月11日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
東京日産コンピュータシステム株式会社
代表取締役社長 吉丸 弘二朗

当社は、平成30年3月9日開催の取締役会において、平成30年5月1日付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成30年4月30日（当日は祝日の振替休日につき、実質的には平成30年4月27日）と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、平成30年5月1日をもって当社定款5条の発行可能株式総数を20,160,000株増加して25,200,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後の所有株式に関するご案内は、平成30年6月中旬にお届けのご住所にお送りいたします。
2. 平成30年5月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座がある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 单元未満株式の買取請求（单元未満株式を当社へ売却）、住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座がある証券会社等でお手続をお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続は、下記の特別口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関
連絡先

みずほ信託銀行株式会社
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）